

2 一般研修

(1) 目的

専門分野の知識及び技能・技術以外に多様化する職業能力開発業務を的確に行うため、指導員として必要な業務遂行能力等の向上を図ることを目的とします。

(2) 対象者

各研修コースの「最低限必要な知識」欄に掲げる条件を満たす方が対象です。

(3) 研修コース

指導員の訓練の対象者である受講生（求職者、学生または在職者）に対する指導としては、①職業に必要な知識及び技能・技術の指導、②生活態度を涵養する生活指導、③就職や職業キャリアに関する相談・援助を内容とする職業指導があります。

①職業に必要な知識及び技能・技術の指導の専門的な技能・技術については、他の研修区分で計画していますが、一般研修としては訓練プロセスの訓練評価に関する研修コース、各専門分野で共通の内容となる安全衛生に関する研修コース及び障害者に関する研修コース等を計画しています。

②生活態度を涵養する生活指導については、特に受講生（求職者や学生）の心理的な問題や悩み等について支援するとともに健康的な精神状態で訓練を受講できるようカウンセリング、メンタルヘルス関係の研修コースを計画しています。

③就職や職業キャリアに関する相談・援助を内容とする職業指導については、受講生（学生及び求職者）の就職支援または在職者のキャリア形成の相談等に役立つことを目的にキャリアコンサルティング関係の研修コースを計画しています。

※担当教員は予定です。一部変更になる場合があります。